

地下水常時監視結果一覧

調 査 区 分		概況定点調査												概況メッシュ調査	
調 査 地 点		1		2		3		4		5		6		7	
探 水 年 月 日		西区栄生一丁目		昭和区妙見町		中川区北江町		南区立脇町		北区安井町		中村区岩塚町		千種区千種二丁目	
測 定 項 目		H30.12.28		H31.1.30		H30.12.17		H30.11.29		H30.5.29		H30.5.29		H30.11.27	
環 境 基 準		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	0.006	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	0.010	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	0.013	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	1.6	○	0.11	○	<0.10	○	1.63	○	<0.02	○	<0.10	○
ふっ素	0.8 以下	0.28	○	<0.08	○	0.53	○	<0.08	○	<0.08	○	0.31	○	<0.08	○
ほう素	1 以下	0.07	○	<0.02	○	0.31	○	0.02	○	0.09	○	0.05	○	<0.02	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		概況メッシュ調査													
調 査 地 点		8		9		10		11		12		13		14	
		千種区星が丘元町		千種区光が丘二丁目		北区丸新町		北区水草町		西区十方町		中村区名駅四丁目		中村区橋下町	
採 水 年 月 日		H30. 9. 11		H30. 11. 19		H30. 9. 11		H30. 9. 11		H30. 9. 11		H30. 9. 14		H30. 9. 27	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0007	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.007	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	0.0006	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	<0.10	○	2.5	○	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○
ふっ素	0.8 以下	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	0.09	○	0.21	○	0.15	○	0.35	○
ほう素	1 以下	0.04	○	0.02	○	0.04	○	0.04	○	0.05	○	0.07	○	0.06	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		概況メッシュ調査													
調 査 地 点		15		16		17		18		19		20		21	
		中区上前津二丁目		中区三の丸二丁目		中区錦三丁目		昭和区鶴舞四丁目		昭和区川名山町		中川区細米町		中川区一色新町	
採 水 年 月 日		H30. 11. 27		H30. 9. 14		H31. 1. 30		H30. 9. 14		H30. 9. 14		H30. 9. 14		H30. 9. 26	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
全 シ ア ン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	0.007	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六 価 ク ロ ム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒 素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.008	○
総 水 銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	0.003	○	0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	0.0032	○	0.0040	○	<0.0005	○	0.0008	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チ ウ ラ ム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シ マ ジ ン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベ ン ゼ ン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セ レ ン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	4.5	○	5.0	○	<0.10	○	1.0	○	<0.10	○	0.18	○
ふ っ 素	0.8 以下	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	0.35	○	0.27	○
ほ う 素	1 以下	0.02	○	0.07	○	0.05	○	<0.02	○	<0.02	○	0.26	○	0.06	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		概況メッシュ調査													
調 査 地 点		22		23		24		25		26		27		28	
採 水 年 月 日		中川区東起町 H30. 9. 26		中川区中野本町 H30. 9. 27		港区潮見町 H30. 9. 26		南区鶴里二丁目 H30. 9. 21		南区曾池町 H30. 10. 16		守山区守山二丁目 H30. 10. 5		守山区大森二丁目 H30. 10. 2	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	0.007	○	<0.005	○	0.006	○	<0.005	○	0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	0.0004	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	0.039	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○	5.2	○	<0.10	○
ふっ素	0.8 以下	0.28	○	0.09	○	0.24	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○
ほう素	1 以下	0.05	○	0.03	○	0.03	○	<0.02	○	0.08	○	0.04	○	<0.02	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		概況メッシュ調査										汚染井戸周辺地区調査			
調 査 地 点		29		30		31		32		33		34		35	
		守山区四軒家一丁目		守山区天子田二丁目		守山区元郷二丁目		緑区浦里五丁目		緑区東神ノ倉二丁目		南区滝春町		南区滝春町	
採 水 年 月 日		H30. 10. 2		H30. 9. 28		H30. 9. 28		H30. 9. 26		H30. 9. 26		H30. 12. 25		H30. 12. 25	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
全 シ ア ン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○				
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				
六 価 ク ロ ム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○				
砒 素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				
総 水 銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—					
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
四 塩 化 炭 素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	0.0005	○				
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○				
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○				
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○				
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0031	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
チ ウ ラ ム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○				
シ マ ジ ン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○				
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
ベ ン ゼ ン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○				
セ レ ン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	6.0	○	2.7	○	<0.10	○	4.5	○				
ふ っ 素	0.8 以下	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	0.08	○	<0.08	○				
ほ う 素	1 以下	<0.02	○	0.08	○	0.04	○	0.19	○	<0.02	○				
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 汚染井戸周辺地区調査調査地点34～38については13ページ参照。

調 査 区 分		汚染井戸周辺地区調査						定期モニタリング調査							
調 査 地 点		36		37		38		39		40		41		42	
探 水 年 月 日		南区白水町		南区鳴浜町		南区要町		南区星崎二丁目		緑区鳴海町		緑区鳴子町		瑞穂区桃園町	
測 定 項 目		H31. 3. 13		H31. 3. 13		H31. 3. 13		H30. 10. 26		H30. 12. 27		H30. 11. 19		H30. 10. 31	
環 境 基 準		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下													0.011	×
総水銀	0.0005以下									0.0009	×	<0.0005	○		
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	0.0009	○	0.0044	×	0.017	×						
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下													0.17	×
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○								
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下														
テトラクロロエチレン	0.01 以下														
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 汚染井戸周辺地区調査調査地点34～38については13ページ参照。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		43		44		45		46		47		48		49	
採 水 年 月 日		緑区左京山 H30. 12. 25		緑区左京山 H30. 11. 19		中川区五女子町 H30. 10. 30		中川区澄池町 H30. 10. 30		中川区南脇町 H30. 10. 30		西区丸野二丁目 H30. 10. 26		千種区若水一丁目 H31. 2. 1	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下														
総水銀	0.0005以下														
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下											0.0029	×		
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下			0.26	×	0.062	×	0.035	○	0.042	×	<0.004	○		
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下											<0.0006	○		
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.008	○	0.68	×	0.002	○					<0.001	○		
テトラクロロエチレン	0.01 以下											<0.0005	○	0.003	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		50		51		52		53		54		55		56	
		千種区松軒二丁目		千種区橋本町		中村区名駅二丁目		西区則武新町三丁目		瑞穂区船原町		南区三条一丁目		南区三条一丁目	
採 水 年 月 日		H30. 10. 15		H30. 10. 31		H30. 11. 20		H30. 11. 27		H30. 11. 29		H31. 1. 30		H31. 1. 30	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下					0.012	×	0.008	○			0.016	×	0.014	×
総水銀	0.0005以下														
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下														
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下									0.050	×				
テトラクロロエチレン	0.01 以下			0.0015	○										
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	9.6	○												
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		57		58		59		60		61		62		63	
緑区池上台三丁目		中村区竹橋町		中村区宿跡町		中村区太閤三丁目		北区大曽根二丁目		中川区松ノ木町		中川区八家町			
採 水 年 月 日		H30. 12. 25		H30. 10. 1		H30. 12. 27		H30. 12. 27		H30. 10. 31		H30. 10. 26		H30. 10. 30	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全 シ ア ン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六 価 ク ロ ム	0.05 以下														
砒 素	0.01 以下			0.009	○	0.020	×	0.015	×						
総 水 銀	0.0005以下	0.014	×												
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四 塩 化 炭 素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下														
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下									0.089	×	0.011	○	0.11	×
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下													0.073	×
テトラクロロエチレン	0.01 以下														
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チ ウ ラ ム	0.006 以下														
シ マ ジ ン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベ ン ゼ ン	0.01 以下														
セ レ ン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふ っ 素	0.8 以下														
ほ う 素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 定期モニタリング調査調査地点63～79については14ページ参照。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		64		65		66		67		68		69		70	
採 水 年 月 日		中川区八家町		緑区大高町		中村区道下町		中村区賑町		中区錦三丁目		中区錦三丁目		中区錦三丁目	
測 定 項 目		H30.10.30		H30.11.29		H30.11.19		H31.1.30		H30.11.20		H30.11.20		H30.11.20	
環 境 基 準		測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全 シ ア ン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六 価 ク ロ ム	0.05 以下														
砒 素	0.01 以下					0.055	×	0.013	×						
総 水 銀	0.0005以下			0.0021	×										
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四 塩 化 炭 素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下														
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.79	×									0.025	○		
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下														
テトラクロロエチレン	0.01 以下									0.078	×			0.017	×
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チ ウ ラ ム	0.006 以下														
シ マ ジ ン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベ ン ゼ ン	0.01 以下														
セ レ ン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふ っ 素	0.8 以下														
ほ う 素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 定期モニタリング調査調査地点63～79については14ページ参照。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		71		72		73		74		75		76		77	
採 水 年 月 日		H30.11.20		H30.11.20		H30.11.20		H31.1.29		H30.10.26		H30.10.31		H30.11.19	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下													<0.005	○
総水銀	0.0005以下														
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下											0.0052	×		
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下							0.045	×						
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下									0.011	×				
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.017	×	0.009	○	0.007	○								
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 定期モニタリング調査調査地点63～79については14ページ参照。

調 査 区 分 調 査 地 点 採 水 年 月 日		定期モニタリング調査			
		78		79	
		港区汐止町 H31. 1. 25		熱田区神野町 H30. 12. 25	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下				
全 シ ア ン	検出されないこと				
鉛	0.01 以下				
六 価 ク ロ ム	0.05 以下				
砒 素	0.01 以下	<0.005	○		
総 水 銀	0.0005以下				
アルキル水銀	検出されないこと				
P C B	検出されないこと				
ジクロロメタン	0.02 以下				
四 塩 化 炭 素	0.002 以下				
クロロエチレン	0.002 以下			0.0018	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下				
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下				
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下				
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下				
トリクロロエチレン	0.01 以下				
テトラクロロエチレン	0.01 以下				
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下				
チ ウ ラ ム	0.006 以下				
シ マ ジ ン	0.003 以下				
チオベンカルブ	0.02 以下				
ベ ン ゼ ン	0.01 以下				
セ レ ン	0.01 以下				
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下				
ふ っ 素	0.8 以下				
ほ う 素	1 以下				
1,4-ジオキサン	0.05 以下				

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満とを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 定期モニタリング調査調査地点63～79については14ページ参照。

汚染井戸周辺地区調査 調査地点34～38について

調査地点34～38は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点について、汚染範囲を確認するため周辺地区調査を実施した地点である。

調 査 地 点		調 査 件 名
34	南区滝春町	東亜合成株式会社名古屋工場周辺の井戸水調査
35	南区滝春町	
36	南区白水町	桜井興産株式会社本社南工場周辺の井戸水調査
37	南区鳴浜町	
38	南区要町	

定期モニタリング調査 調査地点63～79について

調査地点63～79は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点である。

調 査 地 点		調 査 件 名
63	中川区八家町	旧福船町ゴルフ練習場周辺井戸水調査
64	中川区八家町	
65	緑区大高町	緑区大高町大根山周辺井戸水調査
66	中村区道下町	中村区道下町周辺井戸調査
67	中村区賑町	
68	中区錦三丁目	栄町ビル周辺井戸水調査
69	中区錦三丁目	
70	中区錦三丁目	
71	東区東桜一丁目	
72	東区東桜一丁目	
73	千種区今池五丁目	地下鉄東山線今池駅周辺井戸水調査
74	千種区内山一丁目	
75	西区数寄屋町	株式会社浄心社周辺井戸水調査
76	中川区乗越町	中川区長良町周辺井戸調査
77	昭和区鶴舞一丁目	鶴舞中央図書館周辺の井戸水調査
78	港区汐止町	自然由来調査研究
79	熱田区神野町	旧国家公務員宿舎白鳥住宅周辺井戸調査